

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から同年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、昭和53年7月頃に国民健康保険と国民年金の手續を父がA町役場で行ったときに一括で納付した。
申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間前の昭和46年10月に払い出されている上、申立期間は5か月と短期であり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、昭和53年7月頃に申立人の父親が申立人の国民健康保険税とともに国民年金保険料も遡って一括で納付したと主張しており、A町は国民健康保険の加入手續に関して窓口で健康保険被保険者資格等の喪失の確認をもって取得日を決定していると回答していることから、申立人の父親は、国民健康保険税を53年2月まで遡って納付すると同時に申立期間の国民年金保険料も同年2月分及び同年3月分の過年度保険料を含めて遡って一括で納付した可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親に国民年金保険料の未納期間は無く、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの期間、58 年 6 月から同年 9 月までの期間、59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで
② 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

申立期間①については、昭和 55 年 11 月に結婚後、国民年金の手續に市役所に行った際に、年金課の職員から「3か月の未納期間がある。」と言われ、その場で保険料を納付し、残りの期間については、「これで納付してください。」と納付書もらったことを記憶している。

申立期間②及び③については、昭和 58 年*月に出産し、同年 6 月にA社を退職した後は、毎月区長さんに保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、11 か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 2 月から 3 月頃に払い出されていることが推認でき、B 市（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①直前の 55 年 2 月分及び同年 3 月分の保険料を 56 年 3 月 26 日に過年度納付していることが確認できることから、当該加入手續の際に、申立期間①の保険料についても、B 市役所が申立人に対して現年度保険料となる申立期間①の納付書を発行したものと考えられることから、申立期間①の保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間②及び③については、4 か月及び 2 か月と短期間である上、オンライン記録により、申立人は、申立期間③直後の昭和 59 年 4 月から同年

7月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料を時効前に納付することは可能であり、申立期間③以降申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続について、適切に行っており、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる上、申立人の夫は、当該期間の保険料を納付していることから、申立人が、申立人の夫の保険料の完納と合わせ、未納解消に努めていたことが推認され、申立期間②及び③に係る保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月

昭和56年2月分については、仕事を辞めて2週間しか経っていないのに1か月分の保険料を納付しなければいけないのかをA市役所に問い合わせ、納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成2年4月以降は付加保険料を納付している期間もあり、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険の切替えに伴う国民年金の資格取得手続を複数回適切に行っており、その都度保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間に近接する昭和54年10月について、申立人の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年12月を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成元年12月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年7月まで

A社に勤務した期間のうち、平成元年10月分から2年7月分までの標準報酬月額が、平成元年の定時決定の誤りにより11万円になっているが、申立期間については給与明細書を所持しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成元年12月に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年 10 月及び同年 11 月並びに 2 年 1 月から同年 7 月までの期間の標準報酬月額については、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

平成 19 年 8 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は、平成 19 年 8 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を81万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は、平成19年8月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から81万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は、平成19年8月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は、平成19年8月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は、平成19年8月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

熊本厚生年金 事案 659 (事案 540 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月31日から同年2月5日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年2月5日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年1月の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月5日から同年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成10年2月5日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から11年7月10日まで

私は、平成8年7月1日から11年7月9日まで、A社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、第三者委員会に年金記録の確認申立てを行ったが、年金記録の訂正が認められなかった。

今回、新たに給与支給明細書が見つかり、これを提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の商業法人登記簿に記載された所在地には同社が無く、当時の事業主及び役員は、所在不明などにより連絡がとれない上、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除について承知していないため、保険料控除に係る証言及び関連資料等を得ることができな

い、ii) オンライン記録から、終期は確認できないものの、申立人は厚生年金保険の資格喪失日である平成10年1月31日から任意継続健康保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該期間のうち11年4月13日以降は、当時、申立人の居住地があったB市役所は、申立人が国民健康保険に加入していたと回答している、として既に当委員会の決定に基づく平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間のうち、平成10年1月31日から同年2月5日までの期間について、オンライン記録では、A社が同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人を含む十数人について、同年1月31日の後の同年2月3日付けで、標準報酬月額記録が遡って減額訂正され、同年2月5日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、当該期間について、申立人がA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認でき、同社の商業法人登記簿から、申立期間において法人格を有した事業所であることが確認できる上、申立人が所持している同社に係る給与支給明細書から、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年1月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失処理日と同日の同年2月5日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成9年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、36万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について、オンライン記録では、A社は、同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同社において同年1月31日に資格喪失したとされているが、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している同社に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間について同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、前述の同社に係る商業法人登記簿等から、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された

給与支給明細書の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は保険料の納付を確認できる関連資料が無く不明としているが、当該期間において、A社は強制適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年3月1日から11年7月10日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、同社の元経理担当者は、「平成10年4月以降、申立人の給与から保険料控除があったかどうかについては、その頃、会社の経営が厳しく、社員に対する給与が未払いだったと思うので、それは無いと思う。」と証言している上、同社に勤務していた複数の同僚からも、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの証言が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人から、当該期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は提出されておらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月2日から同年8月1日まで

私は、昭和26年4月5日から平成5年3月31日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における資格取得日については、申立人が「A社C支店から同社本社営業部に実際に異動した日（人事記録上の異動日は昭和28年1月25日）は、命じられて1週間から10日以内だった。」と申述していることから、昭和28年2月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間において、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和41年3月14日から同年4月1日まで

私は、昭和28年4月1日から平成6年5月1日までB社の関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が提出した退職所得の源泉徴収票及びC社が提出した人事台帳により、申立人がB社の関連会社に継続して勤務し（A社からD社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社における資格喪失日については、人事台帳により、昭和41年3月15日付けで同社からD社へ異動となっていることが確認でき、C社は、「月の途中で転勤する場合は、異動元の会社が厚生年金保険料を2か月分控除する方法で処理を行っており、B社の関連会社では、通常4月1日付けで資格喪失等の届出を行っていた。」と回答していることから、同年4月1日を資格喪失日とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和41年2月のオンライン記録により、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る保険料を納付したか否かについては、社

会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日と一致しており、公共職業安定所と社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年3月14日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に収納されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、C社が提出した人事台帳により、申立人が昭和28年4月1日にE社に入社し、平成6年4月30日までB社の関連会社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録を見ると、申立人の資格取得日は昭和28年8月1日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人と同日にE社に入社した同僚3人のオンライン記録を見ると、このうち2人の資格取得日は申立人同様、同年8月1日となっており、残りの1人の資格取得日は同年10月20日となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月20日から同年4月1日まで

私は、A社及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。引き続き勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が提出した申立人に係る人事記録により、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務していたことが確認できることから（昭和46年3月20日にC社D支店からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和46年4月のオンライン記録により6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA社B支店の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が、昭和46年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から6年6月まで

私は、平成6年頃、A市役所から「年金の催告書」のようなものが自宅に送られてきたので、銀行預金から現金を引き出して、同市役所に赴き、窓口で未納分の保険料をまとめて納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年頃A市役所に出向き、窓口で未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は8年11月頃に払い出されていると推認され、申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額に係る記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、まとめて納付したのは1回だけであると説明しており、オンライン記録を見ると、平成8年8月から9年3月までの国民年金保険料を10年1月27日に過年度納付した記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年1月まで
平成2年7月31日に退職して、同年8月*日に結婚のため入籍したとき、A市役所Bで国民年金にも加入し、国民年金保険料を金融機関で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月に婚姻届出をした際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年12月9日に社会保険庁（当時）からA市に払い出されているとともに、申立人の国民年金に係るA市の電算記録において、2年8月1日新規取得、3年2月22日種別変更、4年4月21日資格喪失及び同年12月31日（平成19年10月3日付けで5年1月1日に訂正済み）再取得の届出日は、いずれも5年1月11日であることから、申立人は、国民年金に係る一連の手続をこの頃に行ったものと推認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 599 (事案 55 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から42年3月まで
県外から帰郷して、叔母の事業を手伝った。叔母が結婚のためにA市(現在は、B市)に転居した際に事業を引き継いだ。国民年金保険料は集金人に毎月100円ぐらいを納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の記憶に誤りがあったとして、申立期間の始期を前回の昭和37年10月から叔母の事業を譲り受けたときの39年10月に変更しているとともに、独身時代の国民年金保険料は地区の集金人に納付し、40年5月に結婚して以降の保険料も夫と一緒に同集金人に毎月納付したと主張している。

しかしながら、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人の夫の納付記録を見ると、41年4月から同年12月までの保険料を同年12月21日に一括納付した記録になっていることから、申立人の主張には曖昧な点が見られ、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年8月1日まで

申立人は、昭和36年11月1日にA社（現在は、B社）への入社と同時に同社C営業所に赴任し、37年3月頃同社D営業所に異動し、46年2月26日に同社を退職するまで同社D営業所で継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録では申立人の厚生年金保険の資格取得時期は昭和37年8月1日とされており、申立期間の加入記録が欠落している。

申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和36年11月頃A社に入社し、また37年3月頃同社C営業所から同社D営業所に異動したことは、申立期間当時の同社C営業所及びD営業所の同僚の証言等から推認できる。

しかしながら、B社及び申立人の妻は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない上、申立期間にA社に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間にA社に勤務していた同僚の中には、申立期間当時、厚生年金保険に加入させない数箇月の試用期間があったと証言しているとともに、勤務開始時期と同時期に厚生年金保険に加入していない者が複数人認められ、

同社では、入社後直ちに全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、A社及び同社C営業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 7 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 12 月 1 日から 51 年 6 月 30 日まで A 社 B 営業所（現在は、C 社 B 営業所）に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間頃に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険料の給与からの控除について、当時の事務担当者は、「当時、従業員は全員正社員だったものの、厚生年金保険料の控除は、本社の指示に従い処理していただけなので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明。」と証言している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日欄に「50. 3. 7」の日付印が押され、被保険者証交付等記録の証返納年月日欄に「4. 23」の手書きの記載が確認できる上、厚生年金保険進達記録欄には、「50. 4. 24」の日付印が確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録について、申立人が昭和 50 年 3 月 6 日に離職し、離職票が交付された記録があるなど、当該事業所における厚生年金保険の喪失手続、健康保険証の返納、雇用保険の資格喪失の手続等、一連の手続に不自然な点は無い。

加えて、事業主は申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月1日から55年1月1日まで

昭和53年2月1日からA事業所（現在は、B事業所）に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に非常勤の職員として勤務していたことは、同事業所の人事記録及び在職証明書により確認できる。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年8月1日であり、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所において、申立期間当時に申立人と同様に非常勤の職員として勤務していた同僚の中にも、勤務開始時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期が相違する者がみられ、同事業所では勤務と同時に全ての非常勤職員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

さらに、A事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、申立期間当時に同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除に関する具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 4 日から 29 年 9 月 27 日まで
② 昭和 32 年 11 月 28 日から 33 年 1 月 8 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 10 日から同年 6 月 22 日まで
④ 昭和 34 年 3 月 12 日から 37 年 1 月 8 日まで

年金記録によると、A社（後にB社に社名変更）を辞めたあとに、申立期間①から④までについて脱退手当金を受給したことになるが、請求や受給した覚えは無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月6日から同年6月1日まで

私は、A社B事務所に昭和23年11月26日から26年5月31日まで船舶乗組員として継続して勤務していたが、申立期間について船員保険の加入記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が所有する「C船」に、船舶乗組員として勤務していた昭和26年4月末に船上で、父親からの手紙を受け取り、交代要員の補充を待つ同年5月末に退職を前提に下船したと主張している。

しかしながら、A社が保管している申立人の船員カードには、申立人が昭和26年2月5日に病気により「C船」を下船した旨及び「26. 2. 5 退職退手計算済」の記載が確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者票には、欄外に「26年2月5日退職」、資格喪失年月日欄に「26年2月6日」の記載が確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日欄の記載が昭和26年2月6日と記録されているところ、申立人の記号番号である*号の前後100号(*号から*号まで)の被保険者の資格喪失日欄に記載がある日付は、25年1月13日から26年3月6日までであること等、当該名簿における申立人に係る船員保険被保険者記録について不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における申立事業所での同僚を記憶していない上、申立人は、船員手帳、給与明細書等の関連資料を有しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの船員保険料の控除等について

確認することができない。

このほか、申立期間に係る船員保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 3 日から 37 年 7 月 26 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた期間について、平均して月6万円ぐらいの給与を得ていたのに、同期間の標準報酬月額が1万円から1万4,000円までの金額と記録されている。

ついては、昭和33年2月から37年3月までの標準報酬月額を当時の最上等級の3万6,000円、同じく37年4月から同年6月までを5万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与は本給、乗船手当、航海日当、残業手当等から構成されており、申立期間においては、平均で月6万円ぐらいは受け取っていたはずだと主張している。

しかしながら、B社は、申立期間に係る賃金台帳等の給与からの保険料控除額を確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料を有していない。

また、B社が保管する船員カードに記載されている保険等級は年金事務所が保有する船員保険被保険者名簿に記載がある保険等級と一致（ただし、昭和37年4月分から同年6月分までの標準報酬等級について、船員保険被保険者名簿の記載では、8等級から6等級に改定されているにもかかわらず、船員カードの記載では、引き続き8等級となっている。このことについて、当該事業所は、保険等級の区分変更の際し、その記載を失念したものと思われる、と回答。）している上、申立人のオンライン記録による標準報酬月額は、船員カードに記載された給与の額と比較して、いずれの月についても上回っ

ている。

さらに、B社に係る船員保険被保険者名簿に記載がある、申立人と同種の職務に船舶乗組員として勤務していた同僚の保険等級の変遷は、申立人の保険等級の変遷とほぼ一致している。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から32年6月15日まで

私は、昭和28年8月1日から48年3月20日までA社（現在は、B社）C工場に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答により、申立人が申立期間に、A社C工場D部E事務所に日雇労働者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時は、日雇労働者には社会保険を適用せず、臨時従業員になった時点で社会保険を適用していたため、申立人についても臨時従業員になった昭和32年6月15日に資格を取得した旨の届出を行った。申立人の申立てに係る期間の社会保険料については、控除も納付もしていない。」と回答している。

また、申立人が自分と同じ日雇労働者の身分で勤務していたとして名前を挙げた同僚と申立人の厚生年金保険の加入状況が異なっている理由について、B社は、「当該同僚は申立人より2年ほど早く日雇労働者として採用され、かつ、当該同僚の履歴簿には臨時従業員とほぼ同じような常用労働者として勤務する者を指す、『工場直備人夫』との記載があるとともに、当該同僚は、『当時の上司の計らいにより、1年ほどたったところで社会保険に加入させてもらった。』と述べている。」「申立人については、同社が保管する社会保険台帳から見て、他の通常の日雇労働者と同様に臨時従業員になってから社会保険が適用されたものと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社C工場に勤務した同僚のうち、日雇労働者の

期間があったと回答した複数の同僚には当該期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚のうち二人は、「自分が日雇労働者だった期間は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿では、資格取得日が昭和28年8月1日から32年6月14日までの間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年5月1日まで

私は、申立期間にA社のB出張所に勤務し、その間、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるが、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかったため、同期間の厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社（現在は、C社）に勤務していたことは、勤務期間の特定はできないものの、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、C社及び申立人は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない上、申立期間にA社に勤務していた複数の同僚からも証言を得られないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の適用状況等について確認することができない。

また、申立人や申立期間においてA社に勤務していた同僚が挙げた同僚の中には、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない者が複数見られ、同社では、入社後直ちに全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 27 日から同年 4 月 13 日まで
② 昭和 53 年 10 月 26 日から 54 年 1 月 27 日まで

私の船員手帳の記録では、申立期間①についてはA社のB船に、申立期間②についてはC社のD船に乗船していたと記載されているが、当時、これらの船をE氏がA社及びC社から借り受けており、私の雇用主はE氏であったと記憶している。

しかし、申立期間について、A社、C社、E氏の経営する事業所のいずれにおいても、私の船員保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元役員及びB船に乗船した複数の同僚は、当該期間に申立人が同船に乗船していたと証言している上、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人は当該期間に同船に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、B船の乗船員の雇用主を特定する資料などは確認できないものの、船員手帳の写しに申立人の雇用主として記録されているA社、申立人及び同僚が挙げた雇用主の経営するF社、G社及びH社のいずれの事業所においても、当該期間に同船に乗船したと証言する複数の同僚に係る船員保険の記録は確認できない。

また、A社は平成8年6月に解散しており、同社の元事業主は死亡している上、申立人が主張する雇用主は連絡が取れず、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除について承知していないため、保険料控除に係る証言及び

関連資料等を得ることができない。

申立期間②について、C社の従業員及びD船に乗船した同僚は、当該期間に申立人が同船に乗船していたと証言している上、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人は当該期間に同船に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、D船の乗船員の雇用主を特定する資料などは確認できないものの、船員手帳の写しに申立人の雇用主として記録されているC社、申立人及び同僚が挙げた雇用主の経営するF社、G社及びH社のいずれの事業所においても、当該期間に同船に乗船したと証言する複数の同僚に係る船員保険の記録は確認できない。

また、C社は平成元年12月に解散しており、同社の元事業主は死亡している上、申立人が主張する雇用主は連絡が取れず、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除について承知していないため、保険料控除に係る証言及び関連資料等を得ることができない。

このほか、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月24日から同年11月29日まで
② 平成2年1月19日から同年7月28日まで
③ 平成2年9月20日から3年3月28日まで
④ 平成3年5月10日から同年11月28日まで
⑤ 平成4年1月22日から同年7月29日まで
⑥ 平成4年9月11日から5年3月31日まで

A社に勤務した上記の期間、実際の給与支払額は36万円ぐらいだったと記憶しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に同様の業務に従事し、かつ厚生年金保険の資格取得時に同額の標準報酬月額を決定されている同僚の給与明細書やその他複数の同僚の証言により、申立人の申立期間①から⑥までの給与がオンライン記録の標準報酬月額より高かったことが推認できる上、申立期間⑤及び⑥については、申立人に係る雇用保険の賃金日額の記録から、当時の給与がオンライン記録の標準報酬月額より高かったことが推認できる。

しかしながら、給与明細書を保有している同僚の厚生年金保険料控除額に対応する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、申立人の給与からもオンライン記録に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、A社が保管している申立期間①から⑥までの「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」は、オンライン記録の資格取得時の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①から⑥までのB厚生年金基金の加入員台帳に記載された申立人の標準給与及びC健康保険組合における申立人の標準報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額と全て一致している上、健康保険料はその標準報酬月額に基づく負担額となっていることから、厚生年金保険料についてもオンライン記録の標準報酬月額に基づき控除されていたことが推認できる。

なお、A社は、当時の厚生年金保険料の控除額に関する資料は廃棄しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であると回答している上、文書照会に回答のあった複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月頃から24年2月1日まで

私は、申立期間にA氏が個人経営で操業したB船の船員として勤務していたが、船員保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るB船の航路及び船上で生じた出来事等に係る申立人の供述は具体的であるものの、申立人が申立期間に同船に乗船していたと主張する事業主は既に死亡し、またその妻は所在が不明である上、申立人はその他の乗船員の名前を明確に記憶していないため、申立人が申立期間に同船に乗船していたことについて、確認することができない。

また、前述の事業主が操業するB船は、申立期間に船員保険の適用事業所であることが確認できない上、申立人の申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料及び証言が得られない。

このほか、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 16 日から 48 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 11 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立期間①及び③については、申立人が日付を記憶していないため、便宜上、月初めから月末までとしている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA社に勤務していたと主張しているところ、同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっているため、元事業主からの回答も得られず、申立期間当時の同社の同僚からも証言は得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間③について、申立人の詳細な記憶により、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 41 年 2 月 1 日から 45 年 12 月 12 日までであることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、申立人が名前を挙げた当時の同僚 4 人のうち、1 人は姓のみで本人を特

定できず、2人は連絡先不明、1人は照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 6 月 6 日から 61 年 6 月 20 日まで A 社（後に経営主体が B 社に替わり、その後、C 社に社名変更）の D 店に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が A 社（E 県）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立期間において、E 県内に「A 社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、このことについて同事業所の元事業主は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったのであれば、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったということだ」と証言していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が同事業所で一緒に勤務したと主張する同僚 3 人も申立人同様、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該同僚の一人は、A 社 D 店（適用事業所は A 社（F 県））に入社後しばらくして、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなるということで、国民年金に加入したと証言しており、オンライン記録により、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年6月1日まで
私は、昭和36年9月1日から37年6月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社に勤務していたと主張しているが、同社では、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人が勤務していたかどうか分からないとしており、同社に勤務していた同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が挙げた同僚二人のオンライン記録を見ると、申立人同様、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は確認できない上、同僚のうち一人は、申立期間において国民年金保険料を納付しており、残りの一人は、申立期間において国民年金保険料の免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間について、A市の「B社」に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に所在する「B社」に雇用され、同社の現場に勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、A市では同名称の適用事業所は確認できず、C県内において同名称で確認できるD市に所在する「B社」は、既に適用事業所ではなくなっており、同僚調査からも、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する資料及び証言を得ることができない。

また、D市に所在する「B社」に勤務していた者から、「申立期間当時、A市で現場の工事を請け負っていた。」と証言のあったE区に所在する「B社」は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同社に勤務していた同僚からも証言は得られず、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚についても、E区の「B社」において厚生年金保険被保険者となっていた事実は確認できず、名前のみでは個人を特定することができないため、申立人の勤務実態を確認できる証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。